

栃木県医療費適正化計画(4期計画)の策定について(案)

1. 基本的な考え方

栃木県医療費適正化計画(4期計画)は、3期計画の内容を継続しつつ、本県の現状と課題及び国が示した第4期医療費適正化基本方針を踏まえて、学識経験者、関係者等の意見を反映し策定していく。

(1) 第4期医療費適正化基本方針(国)のポイント

医療費適正化の推進には、人口減少や少子高齢化など今後の人口構成の変化によって生じる課題に対応していく必要があることから、第4期医療費適正化基本方針では、「今後の人口構成の変化への対応」を基本理念に加え、新たな目標の設定や新たな医療費見込みの算出、計画の推進体制の強化等が明記された。

① 新たな目標の設定	② 既存目標に係る効果的な取組
I 県民の健康の保持・増進に関する目標 ●高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防	○特定健診・特定保健指導の見直し → アウトカム評価の導入、ICTの活用 等
II 医療の効率的な提供の推進に関する目標 ●医療資源の効果的・効率的な活用 ●医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進	○重複投薬・多剤投与の適正化 → 電子処方箋の活用 等 ○後発医薬品の使用促進 → バイオ後続品の理解促進 フォーミュラリの普及 等
③ 新たな医療費見込みの算出	④ 推進体制の構築
●医療保険制度区分別・年度別に算出 ●国保・後期の一人当たり保険料を機械的に試算	計画の策定に当たっては、外部の専門家及び関係者の意見を反映するとともに、市町、保険者、医療関係者等と連携し、地域の実情を踏まえて実効的な取組を検討・推進していく。

(2) 栃木県医療費適正化計画(4期計画)の基本的事項

※下線部:3期計画からの変更点

目的	県民の健康保持・増進を推進するとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することにより、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進する。
計画期間	令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする6か年計画とする。
関連計画との調和	栃木県保健医療計画、栃木県健康増進計画(とちぎ健康21プラン)栃木県高齢者支援計画(はつらつプラン21)、栃木県国民健康保険運営方針等と調和のとれた計画とする。

計画の基本理念

県民の生活の質の維持及び向上	今後の人口構成の変化への対応	目標及び施策の達成状況の評価を適切に実施
医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものとする。	75歳以上人口が令和7(2025)年にかけて急速に増加する一方、生産年齢人口はさらに減少が加速する状況の中、 <u>医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めるため、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていくものとする。</u>	毎年度(初年度を除く。)、目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、最終年度及びその翌年度には実績医療費や目標について評価を行う。 また、目標の進捗状況等の評価を必要に応じて計画の見直しや次期計画の策定に反映させるものとする。

具体的な施策の柱

I 県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策	II 医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策
<ul style="list-style-type: none"> ・保険者による保健事業の推進 ・市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進 ・<u>高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</u> ・健康長寿とちぎづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進 ・後発医薬品の安心使用の推進、<u>バイオ後続品の普及促進</u> ・医薬品の適正使用の推進 ・<u>医療資源の効果的・効率的な活用</u> ・<u>医療・介護の連携を通じた効果的効率的なサービスの提供</u>

(3) 4期計画の章構成

章構成は、3期計画を踏まえて作成。

第1章	計画の基本的な考え方 目的、関連計画との調和、計画の基本理念、対策の柱
第2章	医療費を取り巻く現状と課題 今後の人口構成の変化、県民の健康や受療状況、医療費の動向
第3章	計画期間における目標と医療費の見込み 数値目標と施策目標、計画期間における医療費の見込み
第4章	目標達成のための取組と関係者の役割 目標達成に向けた取組、関係者の役割及び連携協力
第5章	計画の推進 PDCAサイクルに基づく計画の推進、計画の周知、推進体制

2. 4期計画の目標と目標達成に向けた主な取組(案)について

基本方針に明記された新たな目標や取組を追記するとともに、既存目標に係る取組についても、デジタル等を活用するなど、本県の課題等に対応した効果的な取組となるよう見直しを図っていく。

※下線部: 3期計画からの変更点

●新たな目標の設定

○既存目標の効果的な取組

1 県民の健康の保持・増進に関する目標

項目	目標内容	項目	主な内容(施策の方向性)
①特定健康診査の推進 ②特定保健指導の推進 ③特定保健指導対象者の減少 ④生活習慣病の早期発見・早期治療の推進 ・がん検診の受診率の向上 ・かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防の取組の推進 ⑤喫煙対策の推進 ⑥高齢者の健康づくりの推進 ⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進● ⑧予防接種の接種率の向上 ⑨食生活の改善や運動習慣の定着推進	次回の協議会において検討予定	保険者による保健事業の推進	> 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施 ・ <u>アウトカム評価、ICTの活用</u> ○ > データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防の実施 > 保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施 等
		市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進	> 市町の健康増進事業や介護予防事業について、必要な情報の提供や技術的支援を実施 > 予防接種の接種率向上に向けた普及啓発、感染症の発生動向の調査及び情報の公開、市町間の連携の支援 等
		高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防●	> <u>広域連合と市町による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</u> ・ <u>好事例の横展開</u> ● ・ <u>広域連合や国保連との連携した事業の取組結果に対する評価・分析を実施</u> ● 等
		健康長寿とちぎづくりの推進	> 「とちぎ健康21プラン」の基本方向に沿った各種事業を展開することにより、健康長寿とちぎの実現を図る

※下線部:3期計画からの変更点

●新たな目標の設定

○既存目標の効果的な取組

2 医療の効率的な提供の推進に関する目標

目標の設定	目標内容	項目	主な取組(施策の方向性)
<p>①地域医療構想の推進 ②後発医薬品の安心使用の推進 (※)バイオ後続品の普及促進○ ③医薬品の適正使用の推進 ④医療資源の効果的・効率的な活用● ⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進●</p> <p>(※)後発医薬品の使用促進の目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定する</p>	<p>今回の協議会において検討予定</p>	<p>病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進</p>	<p>➢「保健医療計画」「地域医療構想」における病床の機能の分化及び連携の推進のための施策を実施等</p>
		<p>後発医薬品の安心使用の推進、バイオ後続品の普及促進○</p>	<p>➢後発医薬品、バイオ後続品の理解促進 ・保険者による後発医薬品を利用した場合の差額通知等の取組を支援 ・県民が安心して使用できるよう後発医薬品及びバイオ後続品使用に関する普及啓発○ ・フォーミュラリに関する医療関係者への周知○等</p>
		<p>医薬品の適正使用の推進</p>	<p>➢重複・多剤服薬の是正、医薬品の適正使用に関する普及促進 ・保険者等による医療機関・薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌防止の取組への支援 ・処方医と連携したかかりつけ薬剤師・薬局による取組の推進 ・重複投薬の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進○等</p>
		<p>医療資源の効果的・効率的な活用●</p>	<p>➢効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療への対応 ・抗菌薬の適正使用について普及啓発●等 ➢医療資源の投入量に地域差がある医療への対応 ・白内障手術・化学療法の外來での実施、リフィル処方箋の活用●等</p>
		<p>医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供●</p>	<p>➢市町等が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援 ・課題の把握、必要なデータの分析・活用を支援●等 ➢高齢者の骨折対策 ・骨粗鬆症健診の受診率の向上、機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進●等</p>

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)	3期計画 骨子
はじめに	—	—
第1 都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項 一 全体的な事項	第1章 計画の基本的な考え方	第1章 計画の基本的な考え方
2 第四期医療費適正化計画における目標 3 都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備	1 計画策定の趣旨	1 計画策定の趣旨
—	2 計画の基本的事項	2 計画の基本的事項
4 他の計画等との関係	他の計画等との調和	他の計画等との調和
(1) 健康増進計画との調和	【健康増進計画】とちぎ健康21プラン	【健康増進計画】とちぎ健康21プラン
(2) 医療計画との調和	【医療計画】栃木県保健医療計画	【医療計画】栃木県保健医療計画
(3) 介護保険事業支援計画との調和	【介護保険事業支援計画】はつらつプラン21	【介護保険事業支援計画】はつらつプラン21
(4) 国民健康保険運営方針との調和	【国民健康保険運営方針】栃木県国民健康保険運営方針	【国民健康保険運営方針】栃木県国民健康保険運営方針
1 医療費適正化計画の基本理念	3 計画の基本理念	3 計画の基本理念
5 東日本大震災の被災地への配慮	—	—
—	第2章 医療費を取り巻く現状と課題	第2章 医療費を取り巻く現状と課題
二 1 住民の健康の保持の推進に関する目標に関する事項 (1) 特定健康診査の実施率 (2) 特定保健指導の実施率 (3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (4) たばこ対策 (5) 予防接種 (6) 生活習慣病等の重症化予防の推進 (7) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進 (8) その他予防・健康づくりの推進	1 今後の人口構成の変化と保険者への期待	1 超高齢社会の到来と保険者への期待
	(1) 人口の推移と将来推計	(1) 人口の推移と将来推計
	(2) 高齢者を取り巻く状況	(2) 高齢者を取り巻く状況
	①加齢に伴う変化	①加齢に伴う変化
	②高齢化に伴う医療需要の変化	②高齢化に伴う医療需要の変化
	(3) 保険者機能の強化	(3) 保険者機能の強化
	2 県民の健康や受療の状況	2 県民の健康や受療の状況
	(1) 県民の健康の保持・増進	(1) 県民の健康の保持・増進
	①県民の健康状態 ア 平均寿命・健康寿命 イ 死亡数・年齢調整死亡率 ウ 生活習慣病及びその予防対策の状況 エ がん検診の実施状況	①県民の健康状態 ア 平均寿命・健康寿命 イ 死亡数・年齢調整死亡率 ウ 生活習慣病及びその予防対策の状況 エ がん検診の実施状況
	①県民の健康状態 ア 平均寿命・健康寿命 イ 死亡数・年齢調整死亡率 ウ 生活習慣病及びその予防対策の状況 エ がん検診の実施状況	①県民の健康状態 ア 平均寿命・健康寿命 イ 死亡数・年齢調整死亡率 ウ 生活習慣病及びその予防対策の状況 エ がん検診の実施状況

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)	3期計画 骨子
	<p>オ 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (ア) 特定健康診査 (イ) 特定保健指導</p> <p>カ 市町・保険者による予防(介護予防)・健康づくりを推進する事業の実施状況</p> <p>キ <u>高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の状況</u></p> <p>ク 疾病予防(予防接種)の実施状況</p> <p>②課題</p> <p>ア 生活習慣病患者の増加 —</p> <p>イ <u>高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</u></p> <p>ウ 特定健康診査・特定保健指導実施率の低迷</p>	<p>オ 特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (ア) 特定健康診査 (イ) 特定保健指導</p> <p>カ 市町・保険者による予防(介護予防)・健康づくりを推進する事業の実施状況 —</p> <p>キ 疾病予防(予防接種)の実施状況</p> <p>②課題</p> <p>ア 生活習慣病患者の増加 イ 高齢化に対応した予防 —</p> <p>ウ 特定健康診査・特定保健指導実施率の低迷</p>
<p>二 2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項</p> <p>病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築</p> <p>(1) <u>後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進</u></p> <p>(2) <u>医薬品の適正使用の推進</u></p> <p>(3) <u>医療資源の効果的・効率的な活用</u></p> <p>(4) <u>医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進</u></p>	<p>(2) 医療の効率的な提供</p> <p>①受療の状況</p> <p>ア 患者数の動向 イ 重複・頻回受診者の状況</p> <p>②医療資源の状況</p> <p>ア 医療施設 イ 医療従事者(医師・歯科医師・薬剤師・看護職員数) ウ 地域医療構想の進捗状況</p> <p>③後発医薬品及びバイオ後続品の使用状況</p> <p>ア 後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合 イ 市町・保険者による取組</p> <p>④医薬品の適正使用の状況</p> <p>ア 重複・多剤投薬者の状況 イ 市町・保険者による取組</p> <p>⑤医療資源の活用の状況</p> <p>ア <u>効果が乏しいというエビデンスがある医療の状況</u> イ <u>医療資源の投入量に地域差がある医療の状況</u> ウ <u>リフィル処方箋の状況</u></p>	<p>(2) 医療の効率的な提供</p> <p>①受療の状況</p> <p>ア 患者数の動向 イ 重複・頻回受診者の状況</p> <p>②医療資源の状況</p> <p>ア 医療施設 イ 医療従事者(医師・歯科医師・薬剤師・看護職員数) ウ 地域医療構想の進捗状況</p> <p>③後発医薬品の使用状況</p> <p>ア 後発医薬品の使用割合 イ 市町・保険者による取組</p> <p>④医薬品の適正使用の状況</p> <p>ア 重複・多剤投薬者の状況 イ 市町・保険者による取組</p> <p>—</p>

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)		3期計画 骨子	
		⑥医療・介護の連携の状況 ア 医療・介護の連携の状況 イ 高齢者の骨折の状況 ⑦課題 ア 医療機能の分化・連携 イ 重複・頻回受診や重複・多剤服薬への対応		— ③課題 ア 医療機能の分化・連携 イ 重複・頻回受診や重複・多剤服薬への対応
二 6 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項 & 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項	3 医療費の動向 (1) 医療費の状況 ①国民医療費 ②本県の医療費 ア 県全体の状況 イ 年齢階級別医療費の状況 ウ 後期高齢者医療の状況 (2) 課題		3 医療費の動向 (1) 医療費の状況 ①国民医療費 ②本県の医療費 ア 県全体の状況 イ 年齢階級別医療費の状況 ウ 後期高齢者医療の状況 (2) 課題	
二 計画の内容に関する基本的事項	第3章 計画期間における目標と医療費の見込み		第3章 計画期間における目標と医療費の見込み	
—	1 数値目標と施策目標		1 数値目標と施策目標	
1 住民の健康の保持の推進に関する目標に関する事項	(1) 県民の健康の保持・増進		(1) 県民の健康の保持・増進	
(1) 特定健康診査の実施率に関する数値目標	①特定健康診査の推進		①特定健康診査の推進	
(2) 特定保健指導の実施率に関する数値目標	②特定保健指導の推進		②特定保健指導の推進	
(3) メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標	③特定保健指導対象者の減少		③特定保健指導対象者の減少	
(6) 生活習慣病等の重症化予防の推進に関する目標	④生活習慣病の早期発見・早期治療の推進		④生活習慣病の早期発見・早期治療の推進	
—	ア がん検診の受診率の向上		ア がん検診の受診率の向上	
—	イ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防の取組の推進		イ かかりつけ医と連携した糖尿病重症化予防の取組の推進	
(4) たばこ対策に関する目標	⑤喫煙対策の推進		⑤喫煙対策の推進	
—	⑥高齢者の健康づくりの推進		⑥高齢者の健康づくりの推進	
(7) 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進に関する目標	⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進		—	
(5) 予防接種に関する目標	⑧予防接種の接種率の向上に向けた取組の推進		⑦予防接種の接種率の向上に向けた取組の推進	
(8) その他予防・健康づくりの推進に関する目標	⑨食生活の改善や運動習慣の定着の推進		⑧食生活の改善や運動習慣の定着の推進	
& 9 その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項				

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)	3期計画 骨子
<p>2 医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項</p> <p>病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築を目指す</p> <p>(1) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進に関する数値目標</p> <p>(2) 医薬品の適正使用の推進に関する目標 医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋</p> <p>(3) 医療資源の効果的・効率的な活用に関する目標 効果が乏しいというエビデンスがある医療、医療資源の投入量に地域差がある医療、リフィル処方箋</p> <p>(4) 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進に関する目標</p>	<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p> <p>①地域医療構想の推進</p> <p>②後発医薬品の安心使用の推進、バイオ後続品の普及促進</p> <p>③医薬品の適正使用の推進</p> <p>④医療資源の効果的・効率的な活用</p> <p>⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進</p>	<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p> <p>①地域医療構想の推進</p> <p>②後発医薬品の安心使用の推進</p> <p>③医薬品の適正使用の推進</p> <p>—</p> <p>—</p>
<p>〔 7 計画期間における医療費の見込みに関する事項〕</p>	<p>2 計画期間における医療費の見込み</p>	<p>2 計画期間における医療費の見込み</p>
<p>3 目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項</p>	<p>第4章 目標達成のための取組と関係者の役割</p>	<p>第4章 目標達成のための取組と関係者の役割</p>
<p>—</p>	<p>1 目標達成に向けた取組</p>	<p>1 目標達成に向けた取組</p>
<p>(1) 住民の健康の保持の推進</p> <p>特定健康診査等について、アウトカム評価の導入、ICTの活用等により実施率の向上及び更に効果的かつ効率的な取組の実施が期待される</p> <p>高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</p>	<p>(1) 県民の健康の保持・増進</p> <p>①保険者による保健事業の推進</p> <p>ア 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施 (アウトカム評価、ICTの活用)</p> <p>イ データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防の実施</p> <p>ウ 保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施</p> <p>②市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進</p> <p>③高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防</p> <p>④健康長寿とちぎづくりの推進</p>	<p>(1) 県民の健康の保持・増進</p> <p>①保険者による保健事業の推進</p> <p>ア 特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施</p> <p>イ データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防の実施</p> <p>ウ 保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の実施</p> <p>②市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進</p> <p>—</p> <p>③健康長寿とちぎづくりの推進</p>

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)	3期計画 骨子
<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p> <p>①病床機能の分化及び連携並びに地域包括ケアシステムの構築 & 5 都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項</p> <p>②後発医薬品及びバイオ後続品の使用促進 後発医薬品及びバイオ後続品の使用に関する普及啓発、後発医薬品の差額通知、フォーミュラリ</p> <p>③医薬品の適正使用の推進 医療機関及び薬局における重複投薬等の確認を可能とする電子処方箋の普及促進</p> <p>④医療資源の効果的・効率的な活用 抗菌薬処方の適正化、白内障手術や外来化学療法の適正化、リフィル処方箋</p> <p>⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</p>	<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p> <p>①病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進</p> <p>②後発医薬品の安心使用の推進、バイオ後続品の普及促進</p> <p>③医薬品の適正使用の推進</p> <p>④医療資源の効果的・効率的な活用</p> <p>⑤医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供の推進</p>	<p>(2) 医療の効率的な提供の推進</p> <p>①病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進</p> <p>②後発医薬品の安心使用の促進</p> <p>③医薬品の適正使用の推進</p> <p>—</p> <p>—</p>
	<p>(3) 県の役割の強化</p> <p>①保険者協議会の機能強化</p> <p>②保険者への支援</p> <p>③情報（データ）の有効活用に向けた人材の育成</p>	<p>(3) 県の役割の強化</p> <p>①保険者協議会の機能強化</p> <p>②保険者への支援</p> <p>③情報（データ）の有効活用に向けた人材の育成</p>
<p>4 目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項</p> <p>第4 医療費適正化に関するその他の事項</p>	<p>2 関係者の役割及び連携協力</p> <p>(1) 関係者の役割</p> <p>①市町</p> <p>②保険者</p> <p>③医療関係者</p> <p>④事業者・企業等</p> <p>⑤介護事業者等</p> <p>⑤県民</p> <p>(2) 連携協力</p>	<p>2 関係者の役割及び連携協力</p> <p>(1) 関係者の役割</p> <p>①市町</p> <p>②保険者</p> <p>③医療関係者</p> <p>④事業者・企業等</p> <p>⑤介護事業者等</p> <p>⑤県民</p> <p>(2) 連携協力</p>
<p>6 都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項 & 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項</p>	<p>→ 「第2章」、「第5章」</p>	<p>→ 「第2章」、「第5章」</p>
<p>7 計画期間における医療費の見込みに関する事項</p>	<p>→ 「第2章」、「第5章」</p>	<p>→ 「第2章」、「第5章」</p>
<p>8 計画の達成状況の評価に関する事項</p>	<p>→ 「第5章」</p>	<p>→ 「第5章」</p>

医療費適正化基本方針(R5.7.20)	4期計画 骨子(案)	3期計画 骨子
三 その他 第2 都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項 第3 医療費の調査及び分析に関する基本的な事項	第5章 計画の推進	第5章 計画の推進
	1 PDCAサイクルに基づく計画の推進	1 PDCAサイクルに基づく計画の推進
	(1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析	(1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析
一 評価の種類 1 進捗状況の公表	(2) 毎年度の進捗状況の公表	(2) 毎年度の進捗状況の公表
2 進捗状況に関する調査及び分析 3 実績の評価	(3) 実績の評価	(3) 実績の評価
二 評価結果の活用	(4) 要因分析・対策実施	(4) 要因分析・対策実施
	2 計画の周知	2 計画の周知
	(1) 市町・保険者・医療機関に対する周知	(1) 市町・保険者・医療機関に対する周知
	(2) 県民に対する周知	(2) 県民に対する周知
	3 計画の推進体制	3 計画の推進体制
	(1) 本庁	(1) 本庁
	(2) 健康福祉センター（保健所）	(2) 健康福祉センター（保健所）

医療費適正化計画（4期計画） の骨子案について

栃木県保健福祉部国保医療課
令和5年9月

医療費適正化計画（4期計画）の骨子案について

章構成は、3期計画を踏まえて作成

第1章 計画の基本的な考え方

目的、関連計画との調和、計画の基本理念、対策の柱

第2章 医療費を取り巻く現状と課題

今後の人口構成の変化、県民の健康や受療状況、医療費の動向

第3章 計画期間における目標と医療費の見込み

数値目標と施策目標、計画期間における医療費の見込み

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割

目標達成に向けた取組、関係者の役割及び連携協力

第5章 計画の推進

PDCAサイクルに基づく計画の推進、計画の周知、推進体制

第1章 計画の基本的な考え方 ①

1. 計画の基本的事項

高齢者の医療の確保に関する法律 第9条に基づき、厚生労働大臣の定める医療費適正化基本方針に即して策定する本県の医療費適正化の総合的な推進に関する基本・実行計画

目的	県民の健康保持・増進を推進するとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制を確保することにより、医療費適正化を総合的かつ計画的に推進する。
計画期間	令和6(2024)年度を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年度とする6か年計画とする。
関連計画との調和	栃木県保健医療計画、栃木県健康増進計画（とちぎ健康21プラン） 栃木県高齢者支援計画（はつらつプラン21）、栃木県国民健康保険運営方針等と調和のとれた計画とする。

第1章 計画の基本的な考え方 ②

2. 計画の基本理念

県民の生活の質の維持及び向上	今後の人口構成の変化への対応	目標及び施策の達成状況の評価を適切に実施
<p>医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の県民の健康と医療のあり方を展望し、県民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものとする。</p>	<p>75歳以上人口が令和7年にかけて急速に増加する一方、生産年齢人口はさらに減少が加速する状況の中、医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めしていくため、限りある地域の社会資源を効果的かつ効率的に活用し、医療費適正化を図っていくものとする。</p>	<p>毎年度（初年度を除く。）、目標の達成状況について進捗管理を行うとともに、最終年度及びその翌年度には実績医療費や目標について評価を行う。</p> <p>また、目標の進捗状況等の評価を必要に応じて計画の見直しや次期計画の策定に反映させるものとする。</p>

具体的な施策の柱

I 県民の健康の保持・増進に関し、取り組むべき施策	II 医療の効率的な提供の推進に関し、取り組むべき施策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者による保健事業の推進 ・ 市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進 ・ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防 ・ 健康長寿とちぎづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進 ・ 後発医薬品の安心使用の推進、<u>バイオ後続品の普及促進</u> ・ 医薬品の適正使用の推進 ・ <u>医療資源の効果的・効率的な活用</u> ・ <u>医療・介護の連携を通じた効果的効率的なサービスの提供</u>

第2章 医療費を取り巻く現状と課題 ①

今後の人口構成の変化や、対策の柱である県民の健康の保持・増進及び医療の効率的な提供について、関連計画における施策等の進捗状況を踏まえながら、現状と課題を把握する。

1. 今後の人口構成の変化と保険者への期待

- (1) 人口の推移と将来推計
- (2) 高齢者を取り巻く状況 ①加齢に伴う変化、②高齢化に伴う医療需要の変化
- (3) 保険者機能の強化

2. 県民の健康や受療の状況（県民の健康の保持・増進）

- (1) 県民の健康状態
 - ①平均寿命・健康寿命、②死亡数・年齢調整死亡率、③生活習慣病と予防対策、
 - ④がん検診の実施状況、⑤特定健康診査・特定保健指導の実施状況、
 - ⑥市町・保険者による予防（介護予防）・健康づくりを推進する事業の実施状況、
 - ⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防、⑧疾病予防（予防接種）の状況
- (2) 課題

第2章 医療費を取り巻く現状と課題 ②

2. 県民の健康や受療の状況（医療の効率的な提供）

- (1) 受療の状況 ①患者数の動向、②重複・頻回受診者の状況
- (2) 医療資源の状況 ①医療施設、②医療従事者数、③地域医療構想の進捗状況
- (3) 後発医薬品及びバイオ後続品の使用状況
 - ①後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合、②市町・保険者による取組
- (4) 医薬品の適正使用の状況 ①重複・多剤投薬者の状況、②市町・保険者による取組
- (5) 医療資源の活用の状況
 - ①効果が乏しいというエビデンスがある医療の状況、
 - ②医療資源の投入量に地域差がある医療の状況、③リフィル処方箋の状況
- (6) 医療・介護の連携の状況 ①医療・介護の連携の状況、②高齢者の骨折の状況
- (7) 課題

3. 医療費の動向

- (1) 医療費の状況 ①国民医療費、②本県の医療費
- (2) 課題

第3章 計画期間における目標と医療費の見込み①

1. 数値目標と施策目標

本県の現状と課題、厚生労働大臣が定める基本方針を踏まえ、県民の健康の保持・増進及び医療の効率的な提供を推進する観点から、この計画における目標を定める。

県民の健康の 保持・増進に 関する目標

- ① 特定健康診査の推進
- ② 特定保健指導の推進
- ③ 特定保健指導対象者の減少
- ④ 生活習慣病の早期発見・早期治療の推進
- ⑤ 喫煙対策
- ⑥ 高齢者の健康づくりの推進
- ⑦ 高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進
- ⑧ 予防接種の接種率の向上
- ⑨ 食生活の改善や運動習慣の定着推進

医療の効率的 な提供の推進 に関する目標

- ① 地域医療構想の推進
- ② 後発医薬品の安心使用の推進*、バイオ後続品の普及促進
- ③ 医薬品の適正使用の推進
- ④ 医療資源の効果的・効率的な活用
- ⑤ 医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供

～第4章～

目標を達成するため
に取り組むべき施策

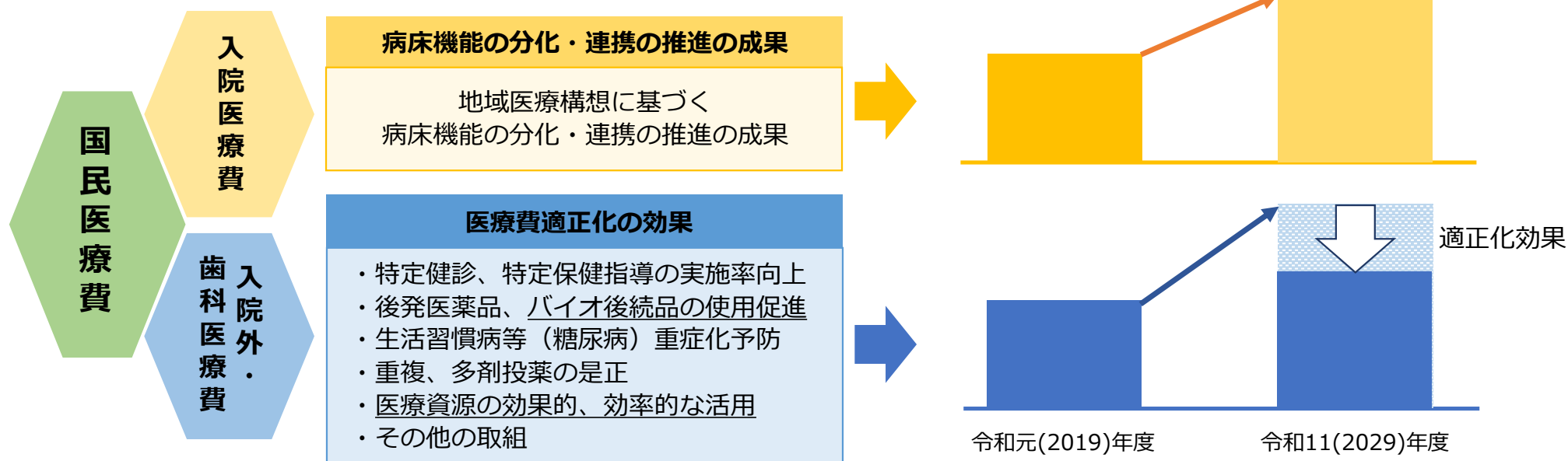
* 後発医薬品の使用促進の目標は、新たな政府目標を踏まえ、令和6年度に設定

第3章 計画期間における目標と医療費の見込み②

2. 計画期間における医療費の見込み

4期計画では、医療費見込みを医療保険制度区分別・年度別に設定するとともに、市町国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一人当たりの保険料の機械的な試算を行うなど、適正化効果額を推計し、計画の達成状況について評価する。

【医療費見込みの推計イメージ】 目標の達成によって予想される医療費の見込み



※ 制度改正等により医療費見込みに影響があることが見込まれる場合は、必要に応じて医療費見込みの見直しを実施

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割①

1. 目標達成に向けた取組

保険者や医療関係者その他の関係者と連携し、地域の実情を踏まえた実効的な取組を検討。

また、県は、保健事業の実施状況や医療サービスの提供の状況等について、保険者、市町等における取組やデータ等を把握し、全体を俯瞰する立場から円滑な実施を支援するとともに、普及啓発などの県民向けの健康増進事業を実施。

(1) 県民の健康の保持・増進 ①

項目	目標達成に向けた取組	施策の方向性
保険者による 保健事業の推進	特定健康診査・特定保健指導の効果的な実施	<ul style="list-style-type: none">・ <u>アウトカム評価の導入、ICTの活用による目標達成に向けた実施率の向上及び更なる効果的・効率的な取組の推進</u>・ 特定健診、特定保健指導の必要性に係る普及啓発や先進的な取組事例等の情報提供
	データヘルス計画、糖尿病重症化予防プログラム等に基づく生活習慣病予防	<ul style="list-style-type: none">・ 健診データ等を活用した効果的・効率的な保健事業の推進
	保険者の連携・協力による効果的な保健事業等の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 栃木県保険者協議会を通じた保険者の取組支援

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割②

(1) 県民の健康の保持・増進 ②

項目	目標達成に向けた取組	施策の方向性
市町による健康づくりや介護予防、予防接種に関する取組の推進	健康づくりや介護予防の推進	・市町の健康づくりや介護予防事業について、必要な情報の提供や技術的な支援を実施
	予防接種の接種率向上のための取組	・予防接種の接種率向上に向けた普及啓発の促進 ・感染症の発生動向の調査及び情報の公開
高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防	広域連合と市町による高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	・好事例の横展開など、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る事業を支援
健康長寿とちぎづくりの推進	「とちぎ健康21プラン」の基本方向に沿った各種事業の展開	・保険者や企業と連携した健康づくりの推進

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割③

(2) 医療の効率的な提供の推進 ①

項目	目標達成に向けた取組	施策の方向性
病床機能の分化及び連携並びに地域における医療・介護の体制整備の推進	「保健医療計画」「地域医療構想」における病床の機能の分化及び連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機能の分化・連携に関する継続的な支援の実施 ・ 在宅医療連携体制の構築に向けた検討
後発医薬品の安心使用の推進、 <u>バイオ後続品の普及促進</u>	後発医薬品、 <u>バイオ後続品の理解促進</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民が安心して使用できるよう後発医薬品及び<u>バイオ後続品使用に関する普及啓発</u> ・ <u>フォーミュラリに関する医療関係者への周知</u>
医薬品の適正使用の推進	医薬品の適正使用に関する普及促進 重複・多剤服薬の是正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険者等による医療機関・薬局と連携した服薬状況の確認及び併用禁忌防止への取組への支援 ・ 処方医と連携したかかりつけ薬剤師・薬局による取組の推進 ・ <u>重複投薬の確認を可能とする電子処方箋のメリットの周知等による普及促進</u>

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割④

(2) 医療の効率的な提供の推進 ②

項目	目標達成に向けた取組	施策の方向性
<p><u>医療資源の効果的・効率的な活用</u></p>	<p><u>効果が乏しいというエビデンスがあることが指摘されている医療への対応</u></p> <p>(例) 急性気道感染症・急性下痢症への抗菌薬の処方</p> <p><u>医療資源の投入量に地域差がある医療への対応</u></p> <p>(例) ・外来での実施状況に地域差があると指摘されている白内障手術・外来化学療法</p> <p>・専門的な治療を実施する医療従事者や施設・設備</p>	<p>・ <u>医師の判断に基づき必要な場合があることに留意しつつ、関係者が地域の実情を把握・検討し、必要な取組を進める。</u></p>
<p><u>医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービスの提供</u></p>	<p><u>市町等が実施する在宅医療・介護連携推進事業の支援</u></p> <p><u>高齢者の骨折対策</u></p>	<p>・ <u>取組事例の横展開、必要なデータの分析・活用を支援</u></p> <p>・ <u>骨粗しょう症健診率の向上や機能予後等を高めるための骨折手術後の早期離床の促進</u></p>

第4章 目標達成のための取組と関係者の役割⑤

2. 関係者の役割と連携協力

全ての関係者が自らの役割を認識し、それぞれの役割を十分に果たすとともに、関係者の相互理解のもとに連携協力し、医療費適正化の取組を進めていく。

(1) 関係者の役割

- ①市町
- ②保険者
- ③医療関係者
- ④事業者・企業等
- ⑤介護事業者等
- ⑥県民

(2) 連携協力

第5章 計画の推進 ①

1. PDCAサイクル等に基づく計画の推進

PDCAサイクルの仕組みを通じて医療費適正化に向けた実効性のある取組を進めるとともに、ロジックモデル*等のツールを活用し、計画目標の進捗状況の評価・分析を実施。

* 施策や事業を実施したことにより生じた結果（アウトプット）が、成果（アウトカム）に対してどれだけの影響をもたらしたかという関連性を図式化したもの

(1) 医療費を取り巻く現状に関する調査及び分析

医療費及び特定健康診査等の医療費適正化に関連する取組状況の把握や分析を実施

(2) 毎年度の進捗状況の管理（令和7年度～令和10年度）

計画の初年度及び最終年度以外の毎年度、計画の進捗状況の管理を行い、結果を公表

(3) 実績の評価

〔計画の最終年度（令和11年度）〕

次期計画の作成に資するため、実績医療費や目標の調査及び分析を行い、暫定的な評価結果を公表

〔計画期間終了の翌年度（令和12年度）〕

実績医療費や目標の達成状況について、最終的な実績評価を行い、結果を公表

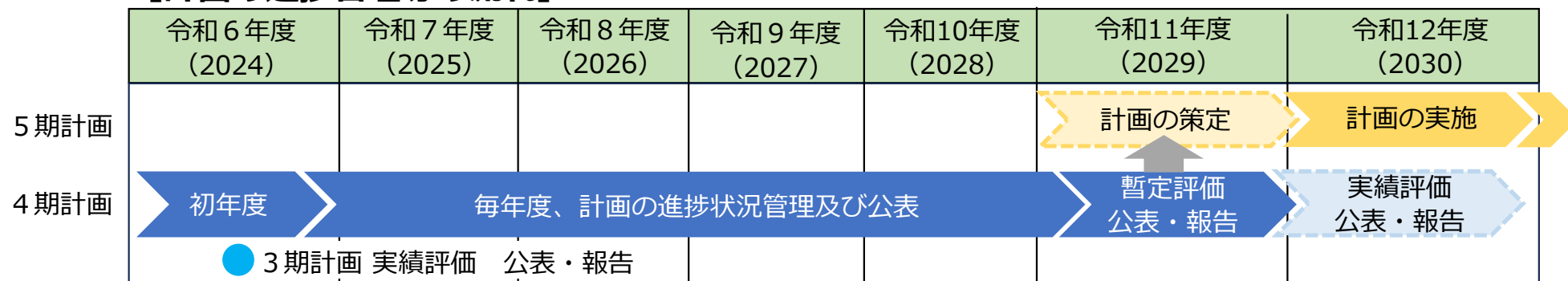
第5章 計画の推進 ②

1. PDCAサイクル等に基づく計画の推進

(4) 要因分析・対策実施

毎年度実施する進捗状況の管理を踏まえ、必要に応じて目標を達成するために取り組むべき施策等の内容について見直しを実施

【計画の進捗管理等の流れ】



2. 計画の周知

- (1) 市町・保険者・医療機関に対する周知 (2) 県民に対する周知

3. 計画の推進体制

- (1) 本庁 (2) 健康福祉センター（保健所）

【4期計画の策定等に関して、お伺いしたいこと】

委員それぞれの立場（医療を行う立場・健康診査等実施者・保険者・学識経験者・市町）から、次の点について御意見をくださるようお願いいたします。

- 3期計画の課題や国の基本方針等を踏まえて、4期計画を策定する上で、特に重要な視点、重視すべき事項等

栃木県医療費適正化計画(4期計画)策定スケジュール(案)

資料2-④

		R5(2023)年度																										
		7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月		
		上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
計画作業	【4期計画】策定	構成、骨子案									素案						案			策定公表			●					
	【3期計画】進捗状況の調査・分析	調査、分析									●			報告公示														
関係会議等	栃木県医療費適正化計画協議会							●			●			●			●											
	栃木県保険者協議会							→									→											
	県民・関係団体							●									→			→								
関連計画等	栃木県保健医療計画	7期計画[計画期間:H30(2018)～R5(2023)年度] 8期計画[計画期間:R6(2024)～R11(2029)年度] ※R5年度策定																										
	栃木県健康増進計画(とちぎ健康21プラン)	2期計画[計画期間:H25(2013)～R6(2024)年度]																										
	栃木県高齢者支援計画(はつらっプラン21)	8期計画[計画期間:R3(2021)～R5(2023)年度] 9期計画[計画期間:R6(2024)～R8(2026)年度] ※R5年度策定																										
	栃木県国民健康保険運営方針	2期方針[対象期間:R3(2021)～R5(2023)年度] 3期方針[対象期間:R6(2024)～R11(2029)年度] ※R5年度策定																										